

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
資料作成費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
4/14	消耗品代	1,162 円		27
4/15	消耗品代	849 円		28
5/13	収入印紙代	200 円		29
5/25	消耗品代	11,064 円		30
7/8	収入印紙代	5,550 円		31
7/29	消耗品代	12,787 円		32
8/22	収入印紙代	2,250 円		33
9/9	消耗品代	712 円		34
9/10	消耗品代	657 円		35
10/3	消耗品代	12,229 円		36
10/11	消耗品代	2,670 円		37
12/16	収入印紙代	3,450 円		38
12/19	収入印紙代	1,500 円		39
1/29	収入印紙代	6,450 円		40
2/17	消耗品代	2,590 円		41
3/3	消耗品代	3,476 円		42
3/18	消耗品代	1,865 円		43
3/21	消耗品代	3,516 円		44
		円		
		円		
合 計		72,977 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和6年4月14日	整理番号	27
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使途及び内容等	消耗品代		
金額	1,162 円	按分率	100 %
特記事項	事務用品		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年4月14日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収証

2024年04月14日(日)

渡部 克彦 様

¥1,162-

但し、商品代()として上記正に領収しました
消費税額 105円を含みます
(明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です)
DCM株式会社 DCM 重信店
TEL 089-990-7377
保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

重信店共通
024504-0065-6216
登録番号 T7010701039115

---領収証正明細田---

2024年04月14日(日)13:40 印0065
重信店共通

016 サインペン 黒 5P ¥327
016 マイネーム ツイン式 黒3P ¥327
016 シャープ替芯 05 B ¥184
016 シャープペンモノグラフライト ¥217
016 フラットファイル A4S Y ¥107
合計 ¥1,162
税合計 ¥105
(内10%対象額 ¥1,162)
(内10%税額 ¥105)
現金 ¥1,162
お釣り ¥0
お買上点数 5点

※ 債務確定日とは、当該支出を計
購入日、サービスや物品等を利用

例えば、物品を購入した場合は
合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年4月15日	整理番号	28
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	849 円	按分率	100 %
特 記 事 項	事務用品		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年4月15日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。



DCM株式会社
DCM 重信店
TEL 089-990-7377
登録番号 T7010701039115
お買い上げありがとうございます

領 収 証

2024年04月15日(月)16:24 印0066
重信店共通

016 リヒト リングファイル ¥415
009 DCM養生テープ緑
(¥217×2コ) ¥434
合計 **¥849**
税合計 ¥77
(内10%対象額 ¥849)
(内10%税額 ¥77)

※ 債務確定日とは、当該支出を
購入日、サービスや物品等を利用

現金 ¥1,000
お釣り ¥151
お買上点数 3点

例えば、物品を購入した場合は
場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年5月13日	整理番号	29
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	収入印紙代		
金 額	200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年5月13日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
松山市職員 生活協同組合 松山市二番町4丁目7番2 TEL (089) 948-6759 2024年5月13日(月)No0 1個 x 単200 収入印紙 200円 現金 言十 ¥200非 ¥200 1894 13時16分			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和6年5月25日		整理番号	30
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代			
金 額	11,064	円	按分率	100 %
特 記 事 項	USB コンセントハブ 外			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年5月25日	

領収証

2024年05月25日(土)

渡部 克彦 様

¥11,064-

但し、商品代()として上記正に領収しました
消費税額 1,005円を含みます
(明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です)
DCM株式会社 DCM 重信店
TEL 089-990-7377
保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

重信店共通
024504-0063-6884
登録番号 T7010701039115

---領収証明細---

2024年05月25日(土)11:46 印0063
重信店共通

017 DCM 厚手ゴミ袋 (¥217×2コ) ¥434
026 インシュロック150mm耐候 ¥723
027 USBコンセントTA53UW ¥1,097
016 ハリナックスプレス 白 ¥1,408
027 タイプCケーブル ¥767
008 セルフロック16 3.5m ¥822
016 鳩目パンチ 一穴 ¥4,928
016 ハトメ鋸 ¥305
016 カール 1穴パンチ ¥580
合計 ¥11,064
税合計 ¥1,005
(内10%対象額 ¥11,064)
(内10%対象額 ¥1,005)

※ 債務確定日とは、当該支出を計上す
購入日、サービスや物品等を利用した

ば、物品を購入した場合は
業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年7月8日		整理番号	31
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	収入印紙代			
金 額	5,550	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年7月8日	

領 収 書 日本郵便オフィスサポート(株) 四国支社 愛媛県松山市三番町8丁目12番地4 〔砥部出張所印紙販売所〕 伊予郡砥部町原町171-1 2024年 7月 8日(月)№0 収入印紙 ¥900非 現 言十 ¥900 5402 14時02分	領 収 書 日本郵便オフィスサポート(株) 四国支社 愛媛県松山市三番町8丁目12番地4 〔砥部出張所印紙販売所〕 伊予郡砥部町原町171-1 2024年 7月 8日(月)№0 収入印紙 ¥450非 収入印紙 ¥600非 小 計 ¥1,050 現 言十 ¥1,050 5394 13時32分	領 収 書 日本郵便オフィスサポート(株) 四国支社 愛媛県松山市三番町8丁目12番地4 〔砥部出張所印紙販売所〕 伊予郡砥部町原町171-1 2024年 7月 8日(月)№0 収入印紙 ¥1,350非 収入印紙 ¥450非 小 計 ¥1,800 合 言十 ¥1,800 お預り ¥2,000 お釣り ¥200 5397 13時43分
領 収 書 日本郵便オフィスサポート(株) 四国支社 愛媛県松山市三番町8丁目12番地4 〔砥部出張所印紙販売所〕 伊予郡砥部町原町171-1 2024年 7月 8日(月)№0 収入印紙 ¥900非 収入印紙 ¥450非 収入印紙 ¥450非 小 計 ¥1,800 合 言十 ¥1,800 お預り ¥2,000 お釣り ¥200 5400 13時55分		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上す
購入日、サービスや物品等を利用した

ば、物品を購入した場合は
業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年7月29日	整理番号	32
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	12,787 円	按分率	100 %
特 記 事 項	プリンターインク 外		

領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年7月29日
----------------	-------	-----------

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。



DCM株式会社
DCM 重信店
TEL 089-990-7377
登録番号 T7010701039115
お買い上げありがとうございます

領 収 証

2024年07月29日(月)16:36 レシ0004

026 DCM ムービータップ3M ¥932
027 Colemanスマートポート ¥1,980
027 多摩電子 タイプCケーブル ¥1,097
016 エプソン純正インク ¥8,778

※ 債務確定日とは、当該支出を計
購入日、サービスや物品等を利用

合計 ¥12,787
税合計 ¥1,162
(内10%消費税 ¥12,787)
(内10%消費税 ¥1,162)

現金 ¥20,000
お釣り ¥7,213
お買上点数 4点

例えば、物品を購入した場合は
合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年8月22日	整理番号	33
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	収入印紙代		
金 額	2,250 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年8月22日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 票 日本郵便オフィスサポート(株) 四国支社 愛媛県松山市三番町8丁目12番地4 〔砥部出張所印紙販売所〕 伊予郡砥部町原町171-1 2024年 8月22日(木)No0 収入印紙 ¥1,800非 収入印紙 ¥450非 小 計 ¥2,250 合 計 言十 ¥2,250 お預り ¥3,000 お釣り ¥750 7045 9時24分			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年9月9日	整理番号	39
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	712 円	按分率	100 %
特 記 事 項	USB メモリ		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年9月9日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
DCM DCM株式会社 DCM 重信店 TEL 089-990-7377 登録番号 T7010701039115 お買い上げありがとうございます 領 収 証 2024年09月09日(月)10:51 ｼﾞｬ0066 重信店共通 016 サンマックスUSB2 8GB ¥712 合計 ¥712 税合計 ¥64 (内10%対象額 ¥712) (内10%税額 ¥64) 現金 ¥1,000 お釣り ¥288 お買上点数 1点			

※ 債務確定日とは、当該支出を計
購入日、サービスや物品等を利用

例えば、物品を購入した場合は
は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年9月10日	整理番号	35
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	657 円	按分率	100 %
特 記 事 項	コピー用紙		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年9月10日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。



DCM株式会社
DCM 重信店
TEL 089-990-7377
登録番号 T7010701039115
お買い上げありがとうございます

領 収 証

2024年09月10日(火)09:07 ｼﾞ*0064
重信店共通

016 カラーコピー用紙A4緑

合計	¥657
税合計	¥59
(内10%対象額)	¥657)
(内10%税額)	¥59)

現金
お釣り
お買上点数 1点

¥665
¥8

例えば、物品を購入した場合は
は業務完了日になります。

※ 債務確定日とは、当該支出を計
購入日、サービスや物品等を利用

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和6年10月3日	整理番号	36
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使途及び内容等	消耗品代		
金額	12,229 円	按分率	100 %
特記事項	プリンターインク、テプラテープ 外		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年10月3日	

領収証

2024年10月03日(木)

渡部 克彦 様

¥12,229-

但し、商品代()として上記正に領収しました
消費税額 1,111円を含みます
(明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です)
DCM株式会社 DCM 重信店
TEL 089-990-7377
保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

024504-0004-6040
登録番号 T7010701039115

——令和4年正月田来——

2024年10月03日(木)15:23 印0004

- 016 エプソン純正インク ¥1,738
- 016 エプソン純正インク ¥1,738
- 016 キングジム テプラテープ白/ ¥1,298
- 016 キングジム テプラテープ白/ ¥1,738
- 016 修正テープ モノYS ¥305
- 016 針なしステープラー 緑 ¥1,408
- 016 ハリナックスプレス 青 ¥1,408
- 016 キングジム テプラテープ白/ ¥1,298
- 016 キングジム テプラテープ黄/ ¥1,298
- 合計 ¥12,229
- 税合計 ¥1,111
- (内10%対象額 ¥12,229)

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の
購入日、サービスや物品等を利用した場合に

品を購入した場合は
了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年10月11日	整理番号	37
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	2,670 円	按分率	100 %
特 記 事 項	SDカード、USBメモリ		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年10月11日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。



DCM株式会社
DCM 重信店
TEL 089-990-7377
登録番号 T7010701039115
お買い上げありがとうございます

領 収 証

2024年10月11日(金)18:50 レシ*0004

016 キオクシアSDカード64GB ¥1,958
016 サンマックスUSB2 8GB ¥712
合計 ¥2,670
税合計 ¥242
(内10%対象額 ¥2,670)
(内10%税額 ¥242)

※ 債務確定日とは、当該支出を
購入日、サービスや物品等を利

現金 ¥3,000
お釣り ¥330
お買上点数 2点

例えば、物品を購入した場合は
易場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年12月16日	整理番号	38
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	収入印紙代		
金 額	3,450 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年12月16日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 書 (株)カスタマーリレーション テレマーケティング (法務局紙部出張所印紙販売所) 伊予郡紙部町原町171番地1 TEL089-962-2150 2024年12月16日(月)№0 部門01 ¥3,000非 合 言十 ¥3,000 お預り ¥3,000 お釣り ¥0 登録番号 T1120001123274 1702 15時44分		領 収 書 (株)カスタマーリレーション テレマーケティング (法務局紙部出張所印紙販売所) 伊予郡紙部町原町171番地1 TEL089-962-2150 2024年12月16日(月)№0 部門01 ¥450非 合 言十 ¥450 お預り ¥1,000 お釣り ¥550 登録番号 T1120001123274 1701 15時34分	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年12月19日	整理番号	39
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	収入印紙代		
金 額	1,500 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年12月19日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 書 (株)カスタマーリレーション テレマーケティング (法務局紙部出張所印紙販売所) 伊予郡砥部町原町171番地1 TEL089-962-2150 2024年12月19日(木)No0 部門01 ¥450非 合 計 ¥450 お預り ¥450 お釣り ¥0 登録番号 T1120001123274 1863 14時53分 領 収 書 (株)カスタマーリレーション テレマーケティング (法務局紙部出張所印紙販売所) 伊予郡砥部町原町171番地1 TEL089-962-2150 2024年12月19日(木)No0 部門01 ¥600非 部門01 ¥450非 小 計 ¥1,050 合 計 ¥1,050 お預り ¥1,050 お釣り ¥0 登録番号 T1120001123274 1864 14時59分			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和7年1月29日	整理番号	40
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	収入印紙代		
金 額	6,450 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和7年1月29日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書 (株)カスタマーリレーション テレマーケティング (法務局紙部出張所印紙販売所) 伊予郡砥部町原町171番地1 TEL089-962-2150 2025年1月29日(水)No0 部門01 ¥1,200非 合 計 ¥1,200 お預り ¥1,200 お釣り ¥0 登録番号 T1120001123274 3212 11時35分	領 収 書 (株)カスタマーリレーション テレマーケティング (法務局紙部出張所印紙販売所) 伊予郡砥部町原町171番地1 TEL089-962-2150 2025年1月29日(水)No0 部門01 ¥450非 合 計 ¥450 お預り ¥1,000 お釣り ¥550 登録番号 T1120001123274 3206 11時20分	領 収 書 (株)カスタマーリレーション テレマーケティング (法務局紙部出張所印紙販売所) 伊予郡砥部町原町171番地1 TEL089-962-2150 2025年1月29日(水)No0 部門01 ¥4,800非 合 計 ¥4,800 お預り ¥5,000 お釣り ¥200 登録番号 T1120001123274 3210 11時30分
---	---	---

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和7年2月17日	整理番号	41
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	2,590 円	按分率	100 %
特 記 事 項	事務用品		

領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和7年2月17日
----------------	-------	-----------

☆スペースが足りない場合は、



DCM株式会社
DCM 重信店
TEL 089-990-7377
登録番号 T7010701039115
お買い上げありがとうございます

領 収 証

2025年02月17日(月)10:10 レジ0083

016 透明ポケット 50P ¥1,188
016 キングホルダー 10枚入り ¥712
016 リングファイル レバー式 青 ¥690
合計 ¥2,590
税合計 ¥235
(内10%対象額 ¥2,590)
(内10%税額 ¥235)

※ 債務確定日とは、当該支出を計
購入日、サービスや物品等を利用

現金 ¥3,000
お釣り ¥410
お買上点数 3点

例えば、物品を購入した場合は
は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和7年3月3日	整理番号	42
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使途及び内容等	消耗品代		
金額	3,476円	按分率	100%
特記事項	プリンターインク		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和7年3月3日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収証

2025年03月03日(月)

渡部 克彦 様

¥3,476-

但し、商品代()として上記正に領収しました
消費税額 316円を含みます
(明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です)
DCM株式会社 DCM 重信店
TEL 089-990-7377
保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

重信店共通
024504-0064-8446
登録番号 T7010701039115

--- 領収証 明細 ---	
2025年03月03日(月)17:05 17*0064 重信店共通	
016 エプソン純正インク (¥1,738×2コ)	¥3,476
合計	¥3,476
税合計	¥316
(内10%対象額)	¥3,476
(内10%税額)	¥316
現金	¥4,000
お釣り	¥524
お買上点数	2点

※ 債務確定日とは、当該支出を計上
購入日、サービスや物品等を利用し

例えば、物品を購入した場合は
は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和7年3月18日	整理番号	43
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使途及び内容等	消耗品代		
金額	1,865円	按分率	100%
特記事項	コピー用紙 外		

領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和7年3月18日
----------------	-------	-----------

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。



DCM株式会社
DCM 重信店
TEL 089-990-7377
登録番号 T7010701039115
お買い上げありがとうございます

領収証

2025年03月18日(火)18:13 ｼﾞｬ0066
重信店共通

- 016 白さ鮮やかコピー用紙A4 ¥492
- 016 ぺんてる マーカー 黒 (¥96×2コ) ¥192
- 016 ぺんてる シャープペン替芯 ¥195
- 016 ぺんてる マーカー 赤 ¥96
- 016 フリクションライト 3色組 ¥272
- 016 カラーマグネット 白 4P ¥195
- 016 ぺんてる ボールペン替芯 赤 ¥96
- 016 トンボ 消しゴム ¥327
- 合計 ¥1,865
- 税合計 ¥169
- (内10%対象額 ¥1,865)
- (内10%税額 ¥169)

※ 債務確定日とは、当該支出の購入日、サービスや物品等を

。例えば、物品を購入した場合は場合は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和7年3月21日	整理番号	44
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	3,516 円	按分率	100 %
特 記 事 項	事務用品		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和7年3月21日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収証

2025年03月21日(金)

奥部 克彦 様

¥3,516-

但し、商品代()として上記正に領収しました
消費税額 319円を含みます
(明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です)
DCM株式会社 DCM 重信店
TEL 089-990-7377
保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

重信店共通
024504-0064-2476
登録番号 T7010701039115

--- 領収証 詳細 ---

2025年03月21日(金)16:36 印0064
重信店共通

016 マルアイ長3クラフトウスミズ ¥1,075
016 DCMクリアホルダー 50枚 ¥767
016 ファイル ¥657

016 クリヤーポケットマチ付 ¥580
016 D型リングファイル 青 ¥437

合計 ¥3,516
税合計 ¥319
(内10%対象額 ¥3,516)
(内10%税額 ¥319)

現金 ¥4,016
お釣り ¥500
お買上点数 5点

※ 債務確定日とは、当該支出を計上す
購入日、サービスや物品等を利用した

ば、物品を購入した場合は
業務完了日になります。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
資料購入費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
5/31	しんぶん赤旗購読料	6,994 円		45
6/30	週刊・新社会購読料	2,100 円		46
6/30	聖教新聞・公明新聞購読料	11,463 円		47
3/31	朝日新聞 購読料	48,000 円		48
3/31	愛媛新聞 購読料	48,000 円		49
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		116,557 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年5月31日	整理番号	45	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	しんぶん赤旗購読料			
金 額	6,994	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	5月 23日	3,497 円	100 %	3,497 円
5月分	5月 23日	3,497 円	100 %	3,497 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

45

渡部 克彦 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 4 月分
3,497 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
日本共産党中予地区委員会
790-0966
松山市立花1丁目3-44
TEL 089-947-2411

8%対象	3,238 円(税抜)	消費税	259 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

5/23

渡部 克彦 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 5 月分
3,497 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
日本共産党中予地区委員会
790-0966
松山市立花1丁目3-44
TEL 089-947-2411

8%対象	3,238 円(税抜)	消費税	259 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

5/23

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年6月30日	整理番号	46	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費	
使 途 及 び 内 容 等	週刊・新社会購読料			
金 額	2,100 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	6月 28日	700 円	100 %	700 円
5月分	6月 28日	700 円	100 %	700 円
6月分	6月 28日	700 円	100 %	700 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

46



No.

週刊・新社会(新社会党中央本部機関紙局)

領 収 証
渡部 克彦 様

¥ 2,100-

2024年 4 ~ 6 月

週刊・新社会 3ヶ月分 ¥ 2,100

// 郵送料 月分 ¥

その他 ¥

備 考

2024年 6 月 28 日 担当者

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年6月30日	整理番号	47	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 <u>資料購入費</u>	
使 途 及 び 内 容 等	聖教新聞、公明新聞購読料			
金 額	11,463 円	年間の支出金額の合計を 記入してください。		
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 25日	3,821 円	100 %	3,821 円
5月分	5月 28日	3,821 円	100 %	3,821 円
6月分	6月 28日	3,821 円	100 %	3,821 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

新聞購読料 領収証
市 渡部 克彦 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 4 月分(4/01~4/30) 領収日 4 月 25 日

領収金額 ¥3,821

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 藤井 隆大
登録番号:T5810427278338
住 所 松山市井門町3 3 7-5
TEL 089-905-2541 FAX 089-905-2542

お申込No

新聞購読料 領収証
市 渡部 克彦 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 5 月分(5/01~5/31) 領収日 5 月 28 日

領収金額 ¥3,821

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 藤井 隆大
登録番号:T5810427278338
住 所 松山市井門町3 3 7-5
TEL 089-905-2541 FAX 089-905-2542

お申込No

新聞購読料 領収証
市 渡部 克彦 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 6 月分(6/01~6/30) 領収日 6 月 28 日

領収金額 ¥3,821 ☆

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 藤井 隆大
登録番号:T5810427278338
住 所 松山市井門町3 3 7-5
TEL 089-905-2541 FAX 089-905-2542

お申込No

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年3月31日	整理番号	98	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	朝日新聞購読料			
金 額	48,000 円	年間の支出金額の合計を 記入してください。		
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円
5月分	5月 27日	4,000 円	100 %	4,000 円
6月分	6月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円
7月分	7月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円
8月分	8月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円
9月分	9月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円
10月分	10月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円
11月分	11月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円
12月分	12月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円
1月分	1月 27日	4,000 円	100 %	4,000 円
2月分	2月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円
3月分	3月 26日	4,000 円	100 %	4,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

48

06-04-26 口座振替 *4,000SMFS(シニア)タイ

06-05-27 口座振替 *4,000SMFS(シニア)タイ

06-06-26 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

06-07-26 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

06-08-26 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

06-09-26 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

06-10-28 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

06-11-26 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

06-12-26 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

07-01-27 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

07-02-26 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

07-03-26 口座振替 *4,000SMCC(シニア)タイ

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年3月31日	整理番号	49	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛新聞購読料			
金 額	48,000 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 30日	4,000 円	100 %	4,000 円
5月分	5月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円
6月分	6月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円
7月分	7月 29日	4,000 円	100 %	4,000 円
8月分	8月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円
9月分	9月 30日	4,000 円	100 %	4,000 円
10月分	10月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円
11月分	11月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円
12月分	12月 30日	4,000 円	100 %	4,000 円
1月分	1月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円
2月分	2月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円
3月分	3月 28日	4,000 円	100 %	4,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

06-04-30 新聞

*4,000円未満

06-05-28 新聞

*4,000円未満

06-06-28 新聞

*4,000円未満

06-07-29 新聞

*4,000円未満

06-08-28 新聞

*4,000円未満

06-09-30 新聞

*4,000円未満

06-10-28 新聞

*4,000円未満

06-11-28 新聞

*4,000円未満

06-12-30 新聞

*4,000円未満

07-01-28 新聞

*4,000円未満

07-02-28 新聞

*4,000円未満

07-03-28 新聞

*4,000円未満

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
事務所費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
11/28	消耗品代	5,445 円		50
11/28	プリンター購入代金	23,650 円	備品	51
3/31	事務所 家賃	336,000 円		52
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		365,095 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年11月28日	整理番号	50
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	5,445 円	按分率	100 %
特 記 事 項	プリンターインク (5,500 - 550) × 1.1		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年11月28日	

☆スペースが足りない場合は、另



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>
登録番号: T2070001036729
テックランド松山本店
089-960-0810
御来店誠に有り難う御座います

領 収 書

No.0168-402-080151 [カート*売]
2024/11/28 12:59
レジ担当
販売担当
会員No:9012920053320

4791069017 EP816A SSS
77777777 1:持帰 外10

¥21,500

4209456019 SAT6CL
17777777 1:持帰 外10

¥5,500

9006108017 カイン社 行キヨ
77777777 1:持帰 外10

¥0

会員値引額計 -¥550
小計 ¥26,450

+消費税
税込計 ¥29,095

ポイント値引 0P
合計 ¥29,095

(内消費税 ¥2,645)

10%対象 ¥29,095
(内消費税 ¥2,645)

※ 債務確定日とは、当該支出を計

購入日、サービスや物品等を利用し

えば、物品を購入した場合は
は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年11月28日	整理番号	51
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	プリンター購入代金		
金 額	23,650 円	按分率	100 %
特 記 事 項	備品 領収書原本は整理番号 50		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年11月28日	

☆スペースが足りない場合は、!



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>
登録番号: T2070001036729
テックランド松山本店
089-960-0810
御来店誠に有り難う御座います

領 収 書

No.0168-402-080151 [カード売]
2024/11/28 12:59
レシ相当
販売担当
会員No:9012920053320
4791069017 EP816A SSS
77777777 1:持帰 外10 ¥21,500
4209456019 SAT6CL
77777777 1:持帰 外10 ¥5,500
会員値引対象(10%) -¥550
9006108017 カイン社 777
77777777 1:持帰 外10 ¥0
会員値引額計 -¥550
小計 ¥26,450
消費税 ¥29,095
合計 ¥29,095
消費税 ¥2,645
10%対象 ¥29,095
(内消費税 ¥2,645)

※ 債務確定日とは、当該支出を計上
購入日、サービスや物品等を利用し

例えば、物品を購入した場合は
合は業務完了日になります。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和7年3月31日	整理番号	52	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所家賃			
金 額	336,000 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 30日	40,000 円	70 %	28,000 円
5月分	5月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
6月分	6月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
7月分	7月 29日	40,000 円	70 %	28,000 円
8月分	8月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
9月分	9月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
10月分	10月 28日	40,000 円	70 %	28,000 円
11月分	11月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
12月分	12月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
1月分	1月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
2月分	2月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
3月分	3月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

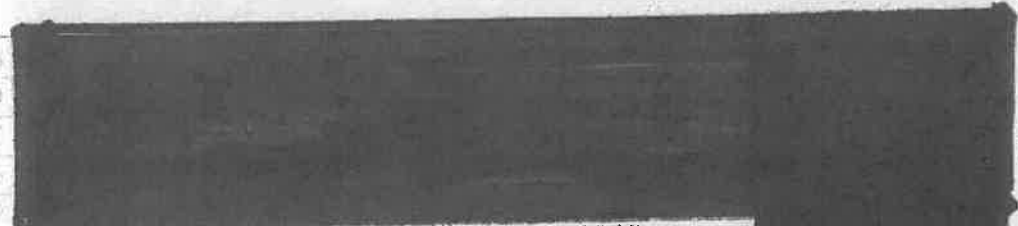
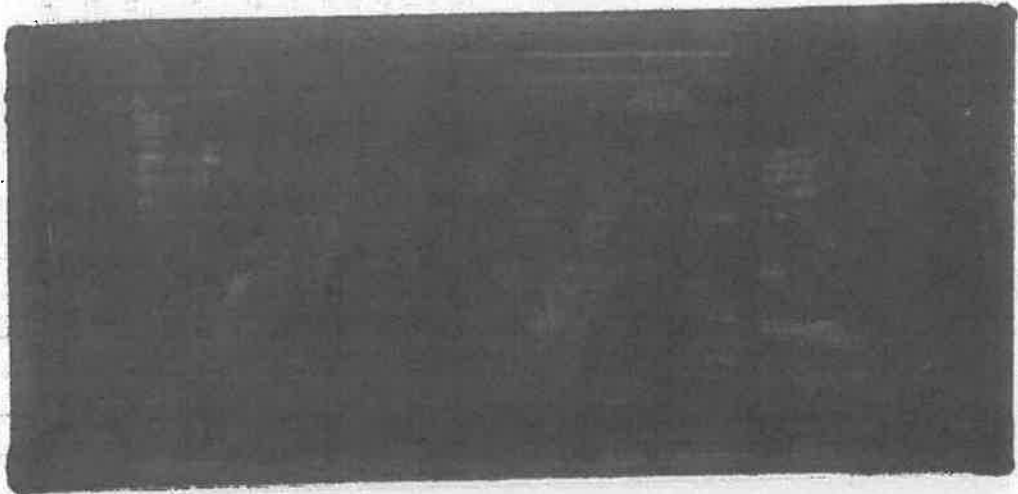
(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



88 19 27

52



06-04-30 コウサフリカI 44.470 アートフトウサツ

06-05-27 コウサフリカI 46.450 アートフトウサツ

06-06-27 コウサフリカI 55.470 アートフトウサツ

88 24 28

06-07-29 コウサフリカI 46.450 アートフトウサツ

06-08-27 コウサフリカI 44.470 アートフトウサツ

06-09-27 コウサフリカI 46.450 アートフトウサツ

06-10-28 コウサフリカI 44.470 アートフトウサツ

06-11-27 コウサフリカI 46.450 アートフトウサツ

06-12-27 コウサフリカI 44.470 アートフトウサツ

07-01-27 コウサフリカI 46.450 アートフトウサツ

07-02-27 コウサフリカI 44.470 アートフトウサツ

07-03-27 コウサフリカI 46.450 アートフトウサツ



建物賃貸借契約書

渡部 克彦 様

物件名 エレガント 104 号

アパマンショップ
NETWORK

 **アート不動産**

管理センター 〒790-0952 松山市朝生田町2丁目1-4 2F TEL 089-986-7060 FAX 089-986-7061

☐ 定期
☒ 普通

建物賃貸借契約書

物件の表示

名 称	エレガント		104 号室
所 在 地	松山市南梅本町甲181-1	構 造	鉄筋コンクリート造

賃貸条件

		金額	消費税		金額	消費税
毎月の支払い額	家 賃	40,000 円	円	敷金(家賃 2 ヶ月)	80,000 円	円
	共益費	3,500 円	円	礼 金	0 円	円
	駐車場	無 円	円	鍵交換代	円	円
	水道料	実費 円	円	抗菌処理代	円	円
	町内会費	実費 円	円	賃貸保証契約金	円	円
	ゴミ回収費	750 円	円	火災保険	18,000 円	円
		円	円		円	円
1ヶ月賃料合計		44,250 円			円	円

駐 車 場

車 種	カラー	車両ナンバー	駐車場No.
車 種	カラー	車両ナンバー	駐車場No.

家賃支払い方法

E-NET引落手数料200円(消費税別)

☐ 銀行振込	(振込先)	乙の解約予告期間	1 ヶ月前
☒ 口座振替	普通 株式会社アート不動産	退去時賃料の日割り	有 ・ 無

賃貸借の内容

契約の種類	☒ 普通借家契約	☐ 定期借家契約
期 間	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 30 年 8 月 31 日までの2年間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの年間 ヶ月
期間満了後	更新事務手数料 10,000 円(消費税別)	再契約手数料 円(消費税別) ※再契約には甲の承諾が必要です。

退去時精算

精算方法	☒ 実費精算	① 敷 引 き	1年未満 家賃1.5ヶ月	1年以降 家賃1ヶ月
	☐ 定額精算	解約引き	(2) 年未満解約違約金 家賃 1 ヶ月分	修繕負担金 家賃 0 ヶ月分

入居者名簿

氏 名	長野 克夫	生年 月 日	42 年 6 月 16 日	続 柄	本 人	氏 名		生年 月 日		続 柄	
		生年 月 日						生年 月 日			
		生年 月 日						生年 月 日			

標記の賃貸人(以下「甲」という)及び賃借人(以下「乙」という)は、標記に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)について下記条項を承諾の上、賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結した。よってその証として本書2通を作成し各自1通を所持する。

第1条 (使用目的)

乙は、本物件を居住以外の目的に使用してはならない。また、予め入居者として記載された者以外が本物件に居住することは出来ない。

第2条 (契約期間)

1. 標記の賃貸借契約の内容が普通借家契約の場合は、契約期間の満了に際し甲乙協議の上、更新することが出来る。なお、本契約を更新する場合、乙は標記の更新事務手数料を甲の委託を受けた宅地建物取引業者に支払うものとする。
2. 標記の賃貸借契約の内容が定期借家契約の場合は、契約期間が満了すると契約は更新されません。したがって、乙は、本契約が終了する日までに、再契約がなされる場合を除いて本建物を明け渡さなければなりません。なお、本契約は、期間満了前、1年前から6ヶ月前までに甲から契約終了の通知がある。もし、この通知がない場合には、通知があった日から6ヶ月を経過する日までは同一条件で賃借出来る。甲及び乙は協議の上、本契約の期間満了日の翌日を始期とする、新たな賃貸借契約(以下再契約とする)を標記の再契約手数料を甲指定の宅地建物取引業者に乙が支払い締結することが出来る。

第3条 (家賃及び共益費等の支払い義務)

1. 月額家賃、共益費、駐車場料、その他の料金(以下「賃料等」という)は、標記の通りとし、毎月27日までに翌月分を必ず入金になるよう支払わなければならない。
2. 家賃の支払い義務は標記の契約期間の開始日から発生する。
3. 賃料等の支払方法は金融機関においての自動振替、または口座振り込み、持参払いなど、甲の指定する方法で行うものとする。
4. 賃料等の支払いに要する振込手数料、自動振替手数料、交通費等は乙の負担とする。

第4条 (遅延損害金)

乙は期日までに賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し日歩10銭(1万円につき1日10円)の割合による遅延損害金及び遅延した月数に応じて1ヶ月当たり3,000円の催促手数料を支払わなければならない。

第5条 (敷金)

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れる。但し、敷金に利息は付けない。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務との相殺を主張出来ない。
3. 甲は本物件の明け渡しがあった場合、敷金から標記の敷引き額又は解約引き額を控除した残額を乙に返還しなければならない。但し、乙に賃料等の滞納、または損害賠償その他本契約に基づく債務があるときは当該債務の金額を前記の敷引き額又は解約引き額とは別に敷金から差し引くことが出来る。なお、差し引きの結果、敷金に不足が生じる場合、乙は直ちにこの不足額を甲に支払わなければならない。
4. 敷金の返却請求権を第三者に譲渡、または委任することは出来ないものとする。

第6条 (礼金)

乙は、本物件の賃貸借契約にあたり、標記に記載する礼金を甲に支払わなければならない。尚、当該礼金は契約終了の如何を問わず、乙には返還されない。

第7条 (賃料等の改訂)

契約期間中であっても、公租公課の変動、物価の変動、その他の理由により賃料等が不相当となったとき賃料等を改訂出来る。

第8条 (賃借人の善管注意義務)

1. 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件及び付帯設備等を保全し、使用しなければならない。乙またはその同居人、もしくは来訪者等の故意または過失によって本物件に損害を与え

た場合、乙はその一切を賠償しなければならない。

2. 乙は要修繕箇所を発見した場合、直ちに甲または管理会社にその旨を通知しなければならない。なお、乙がこの通知を怠り、または遅延したことにより本物件に損害を与えたとき、乙はその一部または全部を賠償しなければならない。

第9条 (損害保険等の加入)

乙は、入居期間中においては必ず火災、爆発、漏水等の事故に備えて甲の指定する「入居者相互会」または同等の火災保険に加入しなければならない。

第10条 (増改築、改造の禁止及び承諾事項)

1. 乙は、甲の書面による承諾を得ないで本物件の増改築・改造・模様替え・工作物の設置・その他、原状を変更する行為を行ってはならない。
2. 乙が、階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき、または、本物件入り口の鍵を交換、増設をするときは予め甲の書面による承諾を得なければならない。

第11条 (甲の契約解除権)

1. 甲は、乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上連続して滞りしたときは、相当の期間を定めて履行を催告しその期間内に乙が債務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。
2. 乙が下記の事項に該当した場合、もしくは、本契約書の各条項ならびに別途に定める入居規約等に定める禁止事項、制限事項に違反したとき、甲は何らの催告なく本契約を解除し、即時本物件の明け渡しを求めることが出来、乙は異義なくこの請求に応じなければならない。
 - ①乙が賃料等の支払いをしつぱし遅延し甲乙間の信頼関係が損なわれたとき。
 - ②入居申込書に虚偽の記載を行ったことが発覚したとき、または不正な手段で入居したとき。
 - ③本物件を第三者に転貸しおよびその権利を譲渡したとき。
 - ④本物件の使用目的に違反したとき。
 - ⑤甲の承諾を得ることなく本物件の外部、敷地に看板や工作物を設置したとき。
 - ⑥甲の承諾を得ることなく本物件の改造、模様替え、増改築等、原状を変更したとき。
 - ⑦甲の承諾を得ることなく本物件内に犬、猫その他の動物類を持ち込んだとき。
 - ⑧甲の承諾を得ることなく本物件にピアノ、大型金庫等の重量物を運び込んだとき。
 - ⑨環境の秩序を破壊する行為(大音量でのテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、または楽器類の演奏、大声で近隣に迷惑となる行為)を行ったり15日以上行方不明となり本物件の管理に支障を来したとき。
 - ⑩乙または乙の同居人が反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治団体、暴走族等)の関係者であることが判明したとき。
 - ⑪本物件内またはその周辺で一見して暴力団等の関係者と認められるような服装、粗暴な態度で近隣住民に不快感、不安感を抱かせる行為を行ったとき。
 - ⑫乙または同居人が暴力、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を犯したとき。
 - ⑬乙が逮捕、収監、または指名手配となったとき。

第12条 (費用負担)

1. 入居期間中の下記の費用は原則として乙が負担する。
 - ①畳の表替え、裏返し、襖、障子の張り替え、ガラスの破損による取り替え、本物件内の電球の取り替え、給水栓・排水栓の取り替え、パッキン等の消耗品の取り替え、その他コンセント、クレセントなど付属品の小修理。
 - ②バス、トイレ、流し台の排水の詰まり修繕。
 - ③電気・ガス・水道料金、汚物塵芥処理費用、トイレの汲み取り費用、浄化槽の点検、清掃費。
 - ④水路使用料、架橋使用料、その他使用上の諸経費、町内会費。
2. 甲は、上記の軽微な修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕をしなければならない。但し、乙または乙の関係者の故意または過失に起因するものは乙の負担とする。
3. 前項の規定に基づき、甲が必要な修繕を行う場合、甲は予め

その旨を乙に通知するものとし、乙は正当な理由がなければこの修繕を拒絶できない。乙は甲に対して、修繕期間中において、本建物の設備が一部使用不可能になる場合においても賃料の減額請求は出来ないこととする。

4. 本物件の公租公課は甲が負担する。

第13条 (買い取り請求権の放棄、必要費、有益費)

1. 甲の承諾を得て、本物件に付加された造作や設備であっても、甲の書面による承諾がない限り乙は甲に対してその買い取りを請求することは出来ない。
2. 乙が支出した必要費、有益費についても同様とする。

第14条 (賃貸人の立ち入り・点検・修繕)

甲または甲の指定する者が点検や修繕のため本物件の内部に立ち入る必要が生じた場合は予め乙に連絡し、その同意を得なければならない。また、乙は正当な理由が無ければこれを拒絶することは出来ない。但し、火災、漏水、ガス漏れ、異臭や異音の発生、その他緊急を要する場合は乙の承諾を得ることなく本物件に立ち入り必要な措置を講じることが出来る。この場合において甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、速やかにその旨を乙に連絡しなければならない。

第15条 (行方不明の場合の措置)

乙が15日以上、行方不明になった場合、甲は、連帯保証人もしくは緊急連絡先、親族等、乙の関係者立ち会いの上、本物件に立ち寄り、内部の点検を行い、残置された乙の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管することが出来る。なお、この措置に要する費用と損害金は乙の負担とする。

第16条 (解約)

1. 期間の満了、中途にかかわらず、乙が解約を希望する場合、1ヶ月前に書面をもって申し入れなければならない。解約の申し入れから解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合、乙は1ヶ月分の賃料等を解約予告不足金として甲に支払うものとする。但し、乙は1ヶ月分の賃料等を甲に支払うことにより即時に本契約を解約することが出来る。また、乙が一度、解約の申し入れを行った場合、甲の書面による承諾がなければ、これを撤回することが出来ない。
2. 月の中途にて解約の場合は、標記退去時賃料の日割りが“有”の場合は日割り精算を行い、“無”の場合は月割りにて精算する。
3. 解約にあたって乙は、甲に対して移転料、立退料、損害賠償その他、如何なる名義をもってするを問わず、本契約に基づく以外の請求を一切行わないものとする。
4. 標記の賃貸借契約の内容が普通借家契約において、甲が解を希望する場合は、更新拒絶をするについて正当事由があり、且つ、6ヶ月前に書面によって乙に通知しなければならない。
5. 標記の賃貸借契約の内容が定期借家契約において、甲が解を希望する場合は、第2条の契約期間満了に従い解約すること来る。

第17条 (明け渡し及び原状回復)

1. 乙は、本物件の明け渡しに当たり、標記の退去時精算の精算方法及び清算番号に従い、本物件の修繕を甲指定の業者にて行う。
2. 実費精算とは、標記の敷引き金額とは別に乙の費用負担にて、使用期間・使用状況にかかわらず標記に記載された精算番号で下記番号に該当する修繕内容及び消耗部分小修理等の原状回復を行う。
 - ① 専門業者による室内美装及びエアコンクリーニング
 - ② 専門業者による室内美装及びエアコンクリーニングおよび畳の表替え
 - ③ 専門業者による室内美装及びエアコンクリーニングおよび畳の表替えおよび換の張替え
 - ④ その他()
3. 定額精算とは、標記の解約引き金額を敷金より差引くこととし、乙の明らかな過失による損害・破損が発生していない場合は残額を返還する。甲は、乙負担の修繕が発生していた場合は、乙に請求出来ることとする。解約引き額は、標記に記載されている短期解約の場合の解約違約金と修繕負担金の合計額とする。
4. 本契約が終了したにもかかわらず、乙が本物件を明け渡さな

いとき、甲は乙に対して、明け渡し完了するまで、契約賃料等の倍額を請求することが出来る。

5. 本契約における、「明け渡し」とは、乙及び入居者の全員が退去し、乙が本物件に搬入したすべての家財、物品等を搬出し、本物件内外の清掃を行い、ゴミ、汚物等を撤去し(汲み取り式トイレまたは浄化槽を単独で使用している場合はその汲み取り清掃を含む)電気、ガス、水道料金その他の諸経費の精算を完了し、鍵の返還を完了した時をいう。

第18条 (諸費用の精算)

1. 乙は本契約の終了にあたり、自己が使用した電気、上下水道、ガス、電話その他の諸経費を精算しなければならない。
2. 乙は、甲から敷金の返還を受ける際、前項に掲げる諸費用の精算が完了したことを証明するため、その領収書を甲に提示しなければならない。

第19条 (契約の消滅)

火災、天災地変、公用徴収、その他の不可抗力により本物件の一部または全部が使用不能となったり、使用を制限され、賃貸借契約を維持することが出来なくなった場合、本契約は当然に終了する。なお、このことによつて発生した損害について甲は責任を負わない。建物が朽廃したときも同様とする。

第20条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を乙と連帯して履行しなければならない。また、連帯保証人は必要と判断したときは乙に代わって自ら本契約を解約精算することが出来、乙の所有に関わる残置物等を撤去、処分する権限を有する。
2. 本契約が更新された場合、連帯保証人の義務と権限は当然に引き継がれる。
3. 連帯保証人が欠けたとき、または連帯保証人に無資力等の不適格が生じたとき、乙は直ちに他の連帯保証人を選任し、甲の承諾を得なければならない。
4. 連帯保証人の住所、職業等に異動があれば乙は直ちに甲に届け出なければならない。この場合、甲が連帯保証人として不適格と判断したとき、乙は前項と同様の措置をとらなければならない。

第21条 (駐車場)

甲は駐車場内で起こった事故および天災地変、火災、盗難、悪戯等で乙が被った損害について責任を負わない。

第22条 (法人契約)

乙が法人の場合は入居者を定め、原則として同一人一代限りとし、入居者の入れ替えは甲の承諾を得なければならない。本契約が終了した場合、または入居者が退職等でその身分を失った場合、乙は自らの責任によって入居者を立ち退かせ、本物件を完全に明け渡さなければならない。但し、甲と入居者間で新たな賃貸借契約が成立した場合はこの限りではない。

第23条 (団体交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体交渉及び弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

第24条 (転貸借契約)

甲が、転貸人の場合は、所有者と甲の一括賃貸借契約(サブリース原契約)に基づく転貸借契約となっていることを乙は了解する。甲と所有者間の賃貸借契約が終了したときは、所有者が甲の地位を引き継ぐこととする。

第25条 (規定外事項及び裁判所)

1. 甲および乙は信義誠実の原則に則り、この契約事項を誠実に遵守するものとし、この契約書に記載のない事項については関係法令、慣習に従い双方協議の上、協議、善処する。また、本契約について紛争が生じた場合は松山地方裁判所および松山簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。
2. 本契約に関する甲の承諾はすべて書面によらなければ効力がないものとする。

(特約条項)

1,退去時精算の際、賃借人又は入居者の故意過失による損害(タバコのヤニによる天井、壁等のクロス汚れ含む)が生じた場合、賃借人又は入居者の実費負担にて修繕を行うものとする。

1,消費税率の改定時には、その割合に応じて消費税額を改定するものとする。

1,乙は、本物件明渡し後、管理会社より破損・汚損等の室内審査を受けるものとし(原則立会いは行わない)、修理・清掃費用とは別にルームチェック代として3,000円(消費税別)を負担するものとする。

本契約の内容を確認して下記の署名・捺印を行う

賃貸人(甲)

添付書類

住所

平成28年8月31日

自宅 ☎

氏名

賃借人(乙)

添付書類

〒791-0245

(089)

住所 愛媛県松山市南梅本町211-1

自宅 ☎ 976-1008

☒ 重転免許証写し

☐ 住民票

☐ 車検証写し

氏名

渡辺 克彦

携帯・勤務先等 ☎

連帯保証人

添付書類

☒ 印鑑証明

☐ 住民票

住所

自宅 ☎

氏名

実印

携帯・勤務先等 ☎

連帯保証人

添付書類

☐ 印鑑証明

☐ 住民票

住所

自宅 ☎

氏名

携帯・勤務先等 ☎

☒ 仲介業者 ☐ 賃貸代理人 ☐ 貸主 ☐ 転貸人

仲介業者

免許番号 愛媛県知事(2)第5063号

名称

〒790-0952 松山市朝生田町2丁目

住所

株式会社アート不動産

代表取締役 吉田

TEL

取引士

登録番号

氏名

愛媛 第 号

〈ご契約の注意事項〉

※必ずご本人様をご自身にてご署名・ご捺印ください。

※乙の住所は、引越し前の現在の住所(添付の身分証明書と同じ)を記入ください。

※乙及び連帯保証人は、契約書と併せて上記の添付書類をご提出ください。

賃貸借契約更新書

52

物件住所	愛媛県松山市南梅本町甲181-1		
物件名称	エレガント 104 号		
賃貸条件の変更事項			
更新 1 回目	契約期間 平成30 年 9 月 1 日 ~ 平成32 年 8 月 31 日		

※注意事項

- ・連帯保証人の変更については、賃貸人の承諾が必要となります。ご変更の場合は、当社までご連絡下さい。
- ・連帯保証人に変更なき場合でも、保証意思継続確認のご連絡をさせて頂く場合もありますので連帯保証人の方へ事前にその旨お伝え下さい。

1. 入居者記入欄(現在の状況をご記入下さい)

入居者	氏名	渡部 克彦			携帯電話番号	[REDACTED]			
	自宅電話番号	089 (976) 1008			業種				
	勤務先	名称				職種			
		所在地				役職			
	電話番号	089 (976) 1008			所属				
	駐車車両	メーカー/	車名/	カラー/	車番/				
駐車車両	メーカー/	車名/	カラー/	車番/					
同居者	氏名	続柄	氏名	続柄					
	氏名	続柄	氏名	続柄					

2. 火災保険(賃貸借契約期間中は、家財保障・個人賠償責任・借家人賠償責任の保険加入が必要です) 該当する者にチェックして下さい。

- ☐ ①全管協共済会加入中で、満期後も更新予定。
- ☐ ②全管協共済会加入中だが、満期後は別の保険に加入予定。
- ☐ ③別の保険会社の保険に加入中で、満期後も更新予定。

→②③にチェックした場合のみ、下記をご記入下さい。

保険会社名	保険会社連絡先	
証券番号		
保険契約者	賃借人に同じ・賃借人以外()	

3. 署名捺印欄

平成 年 月 日

賃貸人 住所

氏名

印

賃借人

住所

松山市南梅本町 211-1

氏名

渡部 克彦

印

上記内容にて、賃貸借契約内容を更新するものとする。

火災保険未加入の入居者様については、上記火災保険に該当する賠償責任が生じた場合、全額自己負担とする。

(立会人) 愛媛県松山市朝生田町2丁目1-4
株式会社アート不動産 代表取締役 吉田 宏
TEL 089-986-7060

賃貸借契約更新書

物件住所 愛媛県松山市南梅本町甲181-1
 物件名称 エレガント 104号
 賃貸条件の変更事項

更新 2 回目

契約期間 2020 年 9 月 1 日 ~ 2022 年 8 月 31 日

※注意事項

- ・連帯保証人の変更については、賃貸人の承諾が必要となります。ご変更の場合は、当社までご連絡下さい。
- ・連帯保証人に就更新の場合でも、保証意思継続確認のご連絡をさせて頂く場合もありますので連帯保証人の方へ事前にその旨お伝え下さい。

1. 入居者記入欄(現在の状況をご記入下さい)

入居者	氏名	渡部 克彦		携帯電話番号		
	自宅電話番号	089 (976) 1008				
	勤務先	名称	農業		業種	
		所在地	松山市南梅本町211-1		職種	
		電話番号	(976) 1008			
	駐車両	区画/ 番	メーカー・車名/	カラー/	車種/	
駐車両	区画/ 番	メーカー・車名/	カラー/	車種/		
同居者	氏名		続柄		氏名	続柄
	氏名		続柄		氏名	続柄

2. 火災保険(賃貸借契約期間中は、家財保険・個人賠償責任・借家人賠償責任の保険加入が必要です)

↓ 下記へご加入の火災保険情報をご記入下さい。

保険会社名	全管協		保険会社連絡先	0120-777-217	
証券番号 (お客番号等)		保険期間	2020 年 9 月 1 日 ~ 2022 年 8 月 31 日		
		満期後更新予定	はい・いいえ		
保険契約者	賃借人() 及び・賃借人以外()		代理店	(株) アート不動産	

3. 署名捺印欄

賃貸人

住所

賃貸人代理

〒790-0952 松山市朝生田町2丁目1-4

氏名

株式会社アート不動産

代表取締役 吉田 宏

賃借人

住所

松山市南梅本町 211-1

氏名

渡部 克彦

上記内容にて、賃貸借契約内容を更新するものとする。

火災保険未加入の入居者様については、上記火災保険に該当する賠償責任が生じた場合、全額自己負担とする。

(立会人) 愛媛県松山市朝生田町2丁目1-4
 株式会社アート不動産 代表取締役 吉田 宏
 TEL 0570-074 777

賃貸借契約更新書

200163

52

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下甲という)は、
株式会社アート不動産を賃貸人代理として、 渡部 克彦 (以下乙という)
との間で締結した下記物件に係る賃貸借契約(以下原契約という)を、原契約と同一性を保持したまま更新する
ことを相互に確認する。

物件表示	所在地	愛媛県松山市南梅本町甲181-1
	名称	エレガント
	部屋番号	104 号室

契約期間	2022年9月1日 から 2024年8月31日迄の 2 年間
------	--------------------------------

<現在の契約情報> ※相違・変更等ありましたら右側余白へ正しい情報をご記入ください。

連絡先	自宅番号	089-976-1008
	(携帯番号)	
	携帯番号	XXXXXXXXXX

勤務先又は 学 校 名	名称	農業 兼 松山市議会議員
	所在地	
	連絡先	

※下記、お手数ですが現在の各情報のご記入をお願いいたします。

入居者	①	ふりがな 氏名	続柄	性別	生年月日	連絡先
	②	ふりがな 氏名	続柄	性別	生年月日	連絡先
	③	ふりがな 氏名	続柄	性別	生年月日	連絡先
	④	ふりがな 氏名	続柄	性別	生年月日	連絡先

車両	区画	番	車種	車色	ナンバー
	区画	番	車種	車色	ナンバー

火災 保 険	保険会社名	保険会社連絡先
	証券番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日 満期後更新予定 はい いいえ
	保険契約者 賃借人に同じ・賃借人以外()	代理店
	更新後の保険証券等 (他社保険の方のみ)	添付済 HPから提出済 更新後に別途提出予定(返信用封筒の送付: 要・不要)

確認条項

- 本書によって確認された更新後の契約は、原契約とその同一性を保持していることを相互に確認する。
- 原契約において、賃借人が賃貸人に対して負担しなければならない一切の債務を連帯して保証することを約した連帯保証人は、更新後も従来通り連帯保証人としての債務を負う。
- 賃貸借契約期間中は、家財保証・個人賠償責任・借家人賠償責任が含まれた保険加入が必須となる。

賃貸人 賃借人	住所 名称	XXXXXXXXXX
	住所	松山市南梅本町 211-1
	氏名	渡部 克彦

ASL(06-0390)

質貸借契約更新書

200163

52

質貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、
株式会社アート不動産を質貸人代理として、 渡部 克彦 (以下乙という)

との間で締結した下記物件に係る質貸借契約(以下原契約という)を、原契約と同一性を保持したまま更新することを相互に確認する。

物件表示	所在地	愛媛県松山市南梅本町甲181-1
	名称	エレガント
	部屋番号	104 号室

契約期間	2024年9月1日 から 2026年8月31日迄の 2 年間
------	--------------------------------

<現在の契約情報> ※相違・変更等ありましたら右側余白へ正しい情報をご記入ください。

連絡先	自宅番号 (携帯番号)	089-976-1008
	携帯番号	[REDACTED]

勤務先 学校 又は 名称	名称	農業 兼 松山市議会議員
	所在地	松山市南梅本町 211-1
	連絡先	[REDACTED]

※下記、お手数ですが現在の各情報のご記入をお願いいたします。

入居者	①	ふりがな 氏名	渡部 克彦	続柄	本人	性別	男	生年月日	1967.6.16	連絡先	[REDACTED]
	②	ふりがな 氏名		続柄		性別		生年月日		連絡先	
	③	ふりがな 氏名		続柄		性別		生年月日		連絡先	
	④	ふりがな 氏名		続柄		性別		生年月日		連絡先	

車両	区画	番	車種	車色	ナンバー
	区画	番	車種	車色	ナンバー

火災 保険	保険会社名	全労協	保険会社連絡先	
	証券番号	[REDACTED]	保険期間	2024 年 9 月 / 日 ~ 2026 年 8 月 31 日
	保険契約者	質借人(同じ・質借人以外)	満期後更新予定	はい いいえ
	更新後の保険証券等 (他社保険の方のみ)	添付済	HPから提出済	更新後に別途提出予定(返信用封筒の送付: 要・不要)

- 確認条項
- 本書によって確認された更新後の契約は、原契約とその同一性を保持していることを相互に確認する。
 - 原契約において、質借人が質貸人に対して負担しなければならない一切の債務を連帯して保証することを約した連帯保証人は、更新後も従来通り連帯保証人としての債務を負う。
 - 質貸借契約期間中は、家財保証・個人賠償責任・借家人賠償責任が含まれた保険加入が必須となる。

質貸人 質借人	住所 名称	[REDACTED]
	住所	松山市南梅本町 211-1
	氏名	渡部 克彦

ASL(06-0390)

備 品 台 帳

議員名	渡部 克彦
-----	-------

番号	備品名・規格	数量	取得年月日	按分率	耐用年数	摘 要
1	ボイスレコーダー PLAUD NOTE AI ボイスレコーダー	1	令和 7 年 2 月 8 日	100 %	5	償却終了日: 令和 12 年 2 月 7 日
			購入金額 27,500 円	政務活動費計上額 27,500 円		処理内容: 廃棄・精算 廃棄・精算日: 年 月 日
						精算返還額: 円
2	プリンター エプソン カラリオプリンター EP816A	1	取得年月日 令和 6 年 11 月 28 日	按分率 100 %	5	償却終了日: 令和 11 年 11 月 27 日
			購入金額 23,650 円	政務活動費計上額 23,650 円		処理内容: 廃棄・精算 廃棄・精算日: 年 月 日
						精算返還額: 円
3			取得年月日 令和 年 月 日	按分率 %		償却終了日: 令和 年 月 日
			購入金額 円	政務活動費計上額 円		処理内容: 廃棄・精算 廃棄・精算日: 年 月 日
						精算返還額: 円
4			取得年月日 令和 年 月 日	按分率 %		償却終了日: 令和 年 月 日
			購入金額 円	政務活動費計上額 円		処理内容: 廃棄・精算 廃棄・精算日: 年 月 日
						精算返還額: 円